

中小企業信用保険法第2条第5項第5号 (イー① 売上高減少) に基づく認定について

この認定は、国が定める要件に基づき、池田市長が行うもので、セーフティネット保証制度の利用資格となっています。

様式イー①で認定申請できるのは、次に該当する方です。

- ・ 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる中小企業者
- ・ 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する中小企業者

★確認手順① ご自身の営む事業が属する業種を日本標準産業分類(平成25年10月改定)の細分類で確認

⇒ (参考) 総務省統計局 HP <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

★確認手順② その細分類が、経済産業大臣の指定する業種となっているか確認(指定業種リスト参照)

⇒ (参考) 中小企業庁 HP https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

【認定要件】

(次の①～③の全ての要件を満たすこと)

- ① 池田市内に事業所(注1)を有すること
- ② 経済産業大臣の指定する業種を営んでいること(★確認手順②参照)
- ③ 企業全体の最近3カ月間(注2)の売上高が前年同期比で5%減少していること

$$(B - A) \div B \times 100 \geq 5.0\%$$

A: 申込時点における最近3カ月間の企業全体の売上高

B: Aの期間に対応する前年の3カ月間の企業全体の売上高

(注1) 法人の場合は、原則として履歴事項全部証明書上の本社所在地の市町村で認定を受けることになります。

(注2) 最近3カ月間: 申請日の属する月の2カ月前までを含む3カ月を対象期間とします。

例) 5月に申請する場合は、3月を含む3カ月(1、2、3月又は2、3、4月)

【認定申請時の提出書類】

提出書類	備考
認定申請書、添付書類	池田市 HP からダウンロードしてください。 http://210.189.171.65/ikkrweb/material/files/group/20/youshiki1.pdf ※池田市商工労働課（7階）にも設置しています
許認可等（写）	許認可等を必要とする場合
履歴事項全部証明書（原本）	法人の場合。3カ月以内に取得したものに限り
認定の根拠となる各月の売上高を確認できる書類 （試算表、売上台帳、総勘定元帳等いずれかの写）最近1年間の売上高を確認できる書類 （決算書、確定申告書等）	別紙「添付書類」に記載した各月売上高を確認できるもの 複数業種にかかる事業を営んでいる場合、最近1年間の業種別売上高を確認できるものが必要
営んでいる業種が全て指定業種に属することを確認できる書類 （履歴事項全部証明書、許認可証、パンフレット等）	取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類
その他	実印をお持ちください

[ご注意]

- ・ 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 認定書の有効期間は、認定日から起算して 30 日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・ 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

（問合せ先）池田市市民活力部商工労働課
〒563-8666 池田市城南 1-1-1 TEL：072-754-6241